

目次

1	財政健全化法による分析	-----	2
2	実質赤字比率	-----	3
3	連結実質赤字比率	-----	4
4	実質公債費比率	-----	5
5	将来負担比率	-----	6
6	資金不足比率	-----	7
7	その他の比率・数値	-----	8
8	総合分析	-----	8

凡例 1 金額は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として千円未満を四捨五入で表示

2 比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として小数点以下第3位又は第2位を切り捨て表示

1 財政健全化法による分析

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(略称:財政健全化法 平成19年6月施行)」に基づき、平成19年度決算より、5つの指標を用いた財政分析の公表が義務付けられた。

分析の視点

- ・ 一般会計等の決算 → 全会計の連結決算
- ・ 早期是正機能の整備
- ・ 将来の負担(負債)を重視
- ・ わかりやすい財政情報の開示

財政指標

監査委員の審査に付して議会に報告し、公表

- ◎ 実質赤字比率
- ◎ 連結実質赤字比率
- ◎ 実質公債費比率
- ◎ 将来負担比率
- ◎ 資金不足比率(公営企業会計のみ)

指標ごとに基準数値を設定し、財政状況を三段階に分類

健全段階

⇒ ⇒ ⇒

早期健全化

⇒ ⇒ ⇒

再生化

指標の整備と情報開示

財政健全化計画策定
外部監査

財政再生計画策定
国の関与
地方債の制限

2 実質赤字比率

「実質赤字比率」とは・・・
 一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

* 令和4年度決算数値

会 計 名	実質収支額(千円)	黒字・赤字
一 般 会 計	3,692,557	黒字
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	2,923	黒字
学 校 給 食 事 業 特 別 会 計	1,312	黒字
病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計	0	-
一 般 会 計 等 (4 会 計 合 計)	3,696,792	黒字

◎ 令和4年度決算数値では、一般会計等の実質赤字額は発生していないため、実質赤字比率は発生しない。

参考： 早期健全化基準 11.25%
 財政再生基準 20.00%

$$\text{算定式} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 一般会計等

個々の地方公共団体ごとに対象会計の範囲が異なるため、財政健全化法による財政分析で統一的に用いる会計区分。本市の場合、一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、学校給食事業特別会計及び病院事業債管理特別会計を合計したもの。

* 標準財政規模

標準税収入と普通地方交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を合計したもの。

令和4年度数値は、 73,295,706千円

3 連結実質赤字比率

「連結実質赤字比率」とは・・・

すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

* 令和4年度実質収支

会 計 名		実質収支額(千円)	黒字・赤字等
一 般 会 計 等		3,696,792	黒字
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	285,322	黒字
	介護保険事業特別会計	423,906	黒字
	後期高齢者医療事業特別会計	38,349	黒字
公 営 企 業 会 計	卸売市場事業特別会計	3,233	資金余剰
	水道事業会計	3,683,622	資金余剰
	ガス事業会計	10,174,271	資金余剰
	下水道事業会計	4,235,275	資金余剰
計		22,540,770	

◎ 令和4年度決算数値では、全会計で実質赤字額は発生していないため、連結実質赤字比率は発生しない。

参考： 早期健全化基準 16.25%、財政再生基準 30.00%

$$\text{算定式} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

* 連結実質赤字額 = (ア) + (イ) - (ウ)

(ア)一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(イ)公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

(ウ)上記の各会計の実質黒字の額及び資金の剰余額の合計額

4 実質公債費比率

「実質公債費比率」とは …

借入金の返済額及びこれに準じる額を指標化し、資金繰りの深刻度を示す指標。3か年平均で算出

【計算式】

	令和4年度(単年) 数値	(単位:千円)
$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$	A 地方債の元利償還金等	11,401,417
	B 準元利償還金	1,234,616
	C 特定財源	4,251,203
	都市計画税	2,906,744
	地方債の償還に充当される 公営住宅使用料等	1,344,459
=	D 普通地方交付税で措置される 元利償還金及び準元利償還金	8,717,132
	E 標準財政規模	73,295,706
=	-0.5%	(令和4年度単年)

単年度	R1	R2	R3	R4
	5.3%	-0.4%	-0.6%	-0.5%
	(5.34986)	(-0.38949)	(-0.64110)	(-0.51457)

◎この算定式で算定すると、令和4年度の数値は、-0.5% (3か年平均)

早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%

算定式 =
$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{普通地方交付税で措置される元利償還金及び準元利償還金})}{\text{標準財政規模} - \text{普通地方交付税で措置される元利償還金及び準元利償還金}}$$

* 準元利償還金

一般会計から特別会計及び企業会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てられたもの等。

* 特定財源のうち都市計画税

平成19年度決算より、分子の特定財源に都市計画事業の財源として発行された地方債の元利償還金に充当した都市計画税が含まれることとなった。令和4年度では、都市計画税総額 3,869,669千円のうち 2,906,744千円が地方債の元利償還金に充当される。

5 将来負担比率

「将来負担比率」とは・・・

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

【計算式】

$$= \frac{A - (B + C + D)}{F - E} = \frac{\Delta 25,381,293}{64,578,574}$$

$$= -39.3\%$$

早期健全化基準 350.0%

財政再生基準は設定なし。

令和4年度(単年)数値 (単位:千円)

A	将来負担額	150,897,048
	一般会計等の地方債の前年度末の残高等	129,016,774
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てられる一般会計等の負担見込額	7,793,723
	一般会計等の退職手当支給予定額	14,086,551
	第3セクター等の負債に対する負担見込額	0
	連結実質赤字額	-
B	充当可能基金額	29,294,455
C	特定財源見込額	37,716,577
	都市計画税	34,464,192
	その他	3,252,385
D	普通地方交付税で措置される元利償還金及び準元利償還金(将来分積上)	109,267,309
E	普通地方交付税で措置される元利償還金及び準元利償還金(当該年度)	8,717,132
F	標準財政規模	73,295,706

◎令和4年度の数値は -

(発生しない)

算定式	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{普通地方交付税で措置される元利償還金及び準元利償還金(将来分積上)})}{\text{標準財政規模} - \text{普通地方交付税で措置される元利償還金及び準元利償還金(当該年度)}}$
-----	---	---

* 将来負担額

(ア)から(オ)の合計額

(ア)一般会計等の地方債の前年度末の残高等

(イ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てられる一般会計等の負担見込額(繰出金)

(ウ)一般会計等の退職手当支給予定額

(エ)第3セクター等の設立法人の負債額の負担見込額

(オ)連結実質赤字額

6 資金不足比率

「資金不足比率」とは ……

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す指標

各公営企業の資金不足比率

公 営 企 業 名	資金不足比率
水 道 事 業	—
ガ ス 事 業	—
下 水 道 事 業	—
卸 売 市 場 事 業	—

◎全公営企業で資金不足が発生しなかったことから、この比率は発生しない。

- ・健全化基準 20.0%
- ・再生基準は設定なし。

(公営企業ごと)

$$\text{算定式} = \frac{\text{資金不足額(流動負債 - 流動資産)}}{\text{事業規模(料金収入)}}$$

7 その他の比率・数値

財政力指数	0.791
経常収支比率	90.9%
地方債残高(普通会計)	125,973百万円

「財政力指数」とは・・・

普通地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、1に近づくほど財政力が強い。

「経常収支比率」とは・・・

財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費充当一般財源を経常一般財源で除した数値。高くなれば財政運営が硬直化する。

8 総合分析

◎財政健全化法に基づく指標

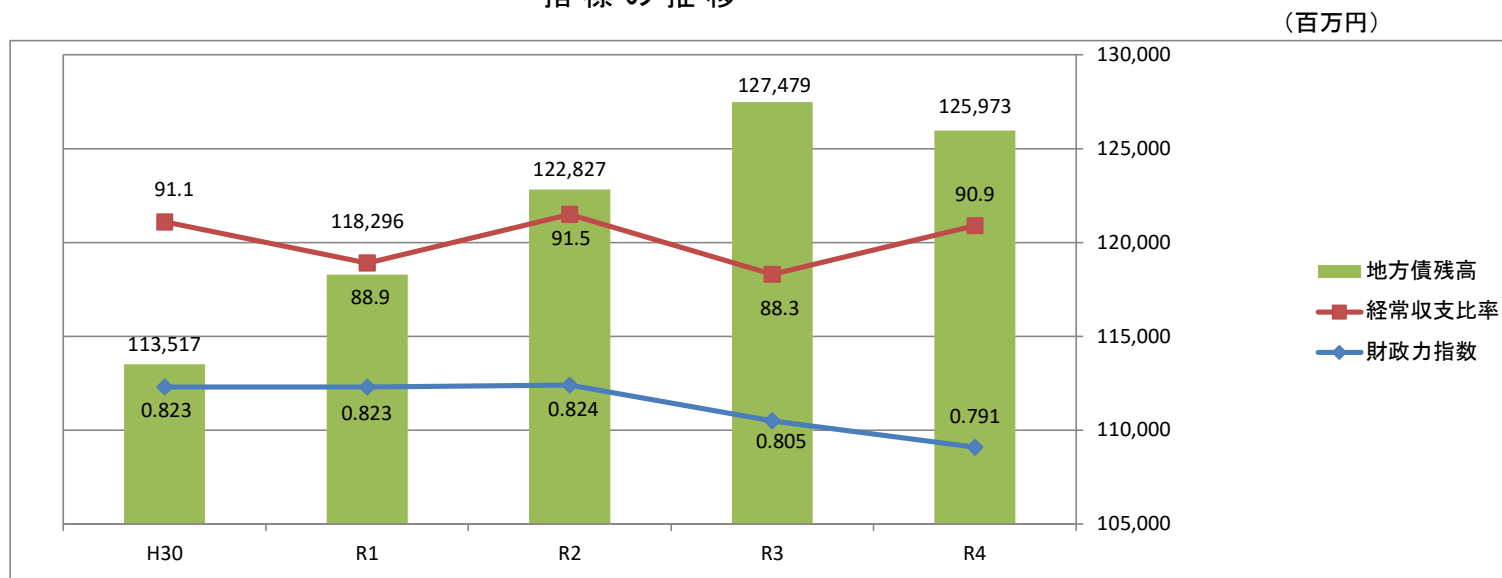
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
大 津 市	—	—	-0.5% (1.4%)	— (-%)	—
早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%	20.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%		

いずれも早期健全化基準を大きくクリア ⇒ 健全段階

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載しています。

◎その他の指数の推移

指標の推移



	H30	R1	R2	R3	R4
財政力指数	0.823	0.823	0.824	0.805	0.791
経常収支比率	91.1	88.9	91.5	88.3	90.9
地方債残高	113,517	118,296	122,827	127,479	125,973
うち臨時財政対策債	57,495	58,773	59,633	60,805	59,301

◎今後の見通し

令和4年度は、感染症による要件緩和がなされる中で社会経済活動の正常化が進む一方で、国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接したエネルギーや食料品等の価格上昇が続ぎ、市民の暮らしや事業者の営みが不安定な状態が続くことになりました。

そのような状況ではありましたが、本市では基本的な感染症対策を徹底するとともに、新たに創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金などを活用し、機を逃すことなく、市民生活や事業継続支援を実施してきました。

さらに、大津市総合計画第2期実行計画の2年目として、計画全体を先導する5つのリーディングプロジェクトの着実な推進を図りつつ、健全財政の維持に努めたところであります。

現在の本市の財政状況は、税収や地方交付税の確保等を背景に、将来的な財政需要に備えた基金を積み立てることが可能な状況ではありますが、海外情勢に左右されやすい物価や災害の激甚化といった不確実性に加え、学校施設の長寿命化改良事業などの公共施設の適切な維持管理、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催、人口構成の変化に伴う税収の減少見込みや増嵩する扶助費など、将来的な財政需要が増加する傾向にあるため予断を許さない状況にあります。

今後も引き続き健全財政を維持するとともに、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用し、市民福祉の更なる向上と持続可能な都市基盤の構築を目指してまいります。